



令和 5 年 8 月 4 日

愛知労働局長
阿部 充 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 徳 良

愛知県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 5 年 7 月 4 日付け愛労発基 0704 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、平成 20 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、別紙 2 のとおり令和 3 年 10 月 1 日発効の愛知県最低賃金（時間額 955 円）は、令和 3 年度の愛知県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、愛知県最低賃金の改正決定に当たっては、政府に対し、別紙 3 の事項を強く要望する。

別紙 1

愛知県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 1,027 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和5年10月1日

別紙 2

愛知県最低賃金と生活保護費との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 愛知県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額955円
- (3) 発効日 令和3年10月1日

2 生活保護費

- (1) 比較対象者 18歳～19歳・単身世帯
- (2) 対象年度 令和3年度
- (3) 生活保護費(令和3年度)
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の愛知県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(103,256円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1か月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると愛知県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1か月換算額

$955\text{円}(\text{愛知県最低賃金}) \times 173.8(\text{1か月平均法定労働時間数}) \times 0.816(\text{令和3年度可処分所得の総所得に対する割合}) = 135,439\text{円}$

政府に対する要望

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備のため、特に地方、中小企業・小規模事業者に十分配慮し、生産性向上の支援を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施すること。
- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、生産性向上等への支援を一層強化すること。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充を図ること。
- 3 賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組み、税制を含め更なる施策を検討すること。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう充実した支援を行うこと。
- 4 価格転嫁対策については、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」(令和3年12月)・「改正振興基準」(令和4年7月)に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組を強化すること。